

市内介護サービス事業者 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

緊急事態宣言の期限延長に伴う介護サービス事業所等における対応に
ついて(通知)

日頃より本市の高齢者保健福祉行政にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対策の徹底と福祉サービスの継続に
ご尽力いただき、大変感謝申し上げます。

さて、令和2年4月7日に国による「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年
法律第31号)」に基づく「緊急事態宣言」が行われたことを受け、神奈川県から4月8日
に「新型コロナウイルス感染症に係る『特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方
針』及び感染拡大防止の徹底について」(以下、「県通知」という。)が発出され、社会福
祉施設等の事業の継続について要請がなされたところですが、今般、緊急事態宣言の期間が
5月31日まで延長され、県通知の取扱いも同日まで延長されたところです。

このことを踏まえ、本市といたしましても、4月9日発出の「緊急事態宣言に伴う介護サ
ービス事業所等における対応について(通知)」の取扱いを5月31日まで延長することと
いたしますので、事業所等におかれましては、感染防止対策を徹底の上、事業を継続してい
ただきますようお願いいたします。ただし、今後の状況によっては、事業所等の使用の制限
や停止を要請される場合も考えられますので、ご承知おきください。

また、国・県等から発出されております感染防止対策に係る各種通知について、改めてご
確認いただくとともに、福祉基盤課内に設けております相談窓口につきましても、引き続き
ご利用ください。

【相談窓口】	健康福祉局地域包括ケア推進部 福祉基盤課内
【電話番号】	042-769-9226
【受付時間】	平日 8時30分から17時15分

以 上

健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課指導班
電 話042-769-9226

【参考】

○相模原市 新型コロナウイルス特設ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に関する通知等（社会福祉施設等の皆さま向け）」

(<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kenko/kansenyobo/1018773.html>)

○神奈川県 発出文書（令和2年5月5日付け）

「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」

「緊急事態宣言を踏まえた社会福祉施設等の感染防止対策の徹底について」

掲載場所

介護情報サービスかながわ 書式ライブラリ 11.安全衛生管理・事故報告・防災対策
新型コロナウイルス感染症にかかる情報

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>)

○感染防止のための留意事項（厚生労働省発出通知）

「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年5月4日付け)
(介護保険最新情報Vol.828)

「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点に関するQ&Aについて」(令和2年5月5日付け)(介護保険最新情報Vol.829)

掲載場所

介護情報サービスかながわ 書式ライブラリ 11.安全衛生管理・事故報告・防災対策
新型コロナウイルス感染症にかかる情報

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>)

留意点についての通知は、厚生労働省新型コロナウイルス特設ホームページ「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」への掲載はされておきませんので、介護情報サービスかながわにてご確認ください。(令和2年5月6日時点)